

平成30年 7月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 平成30年7月20日(水) 午前8時58分～10時30分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1番	木下	得代	2番	大原	眞路(会長職務代理)
3番	三木	洋一	4番	川田	一博
5番	吉田	宏明	6番	山下	恭生
7番	松下	良夫	8番	井上	賀博
9番	岡野	孝文	10番	村井	孝彦
11番	中村	康男(会長)	12番	藤本	俊彦
13番	宮本	賢一	14番	猪熊	幸雄
16番	穴吹	秀雄	17番	梶野	和幸
18番	大西	和男			

欠席委員

15番 國重 幸代

傍聴推進委員

2番	茶本	恭弘	6番	中西	格
12番	佐藤	隆信	14番	濱崎	郷廣

農業委員会事務局出席者

事務局長	細川	英樹
事務局長補佐	岡崎	伸一郎
事務局次長	黒木	弘美
事務局書記	飯尾	祐美

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	4件	田 畑	3,160 2,200	m ² m ²
第2号議案	合意解約	2件	田 畑	313 590	m ² m ²
第3号議案	農地法第4条許可申請	6件	田 畑	1,350.64 466	m ² m ²
第4号議案	農地法第5条許可申請	11件	田 畑	9,351 462	m ² m ²
第5号議案	非農地証明願	1件	田 畑		m ² 2,586 m ²
第6号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第7号議案	農用地利用集積計画書	37件	田 畑	78,573.47 6,314	m ² m ²
第8号議案		件	田 畑		m ² m ²
第9号議案	推進委員の推薦・応募状況(林田地区・最終)及び選任について				
第10号議案	坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議				
第11号議案	平成31年度農地等利用の最適化推進施策に関する改善意見について				
合計		61件	田 畑	92,748.11 12,618	m ² m ²

平成30年7月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻2分前でございますが、皆様お揃いになりましたので、只今から7月の定例会を開催いたします。

本日の議題の審議に入ります前に香川県農業会議の松原さんと、全国農業会議所新聞業務部の伊東さんより全国農業新聞の普及についてご説明があります。

伊東氏、松原氏

(全国農業新聞の普及について説明)

事務局長

それでは通常の定例会審議をお願いします。本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第11号議案まで 合計61件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中17名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、國重委員さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。

あと、議案の訂正をお願いします。お送りしています議案の1ページをお開きください。目次の第3号議案の4件を6件に訂正願います。それと田と畑の面積ですが、畑の面積が空欄のところは466㎡を追加してください。続きまして第4号議案の7件を11件に、畑の面積244㎡を462㎡に訂正してください。

また議案審議の順番でございますが、今月はまず第10号議案のご審議をいただいた後に、第1号議案からご審議いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

おはようございます。先日は西日本に長雨が降りまして、大変なことが起きました。坂出でも江尻町で土砂崩れがありましたし、浸水があったと聞いております。また、ここ数日異常に暑い日が続いており皆さんお疲れと思っておりますがご出席いただきありがとうございます。

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 13番 宮本委員さんと14番 猪熊委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、9番 岡野委員さん、10番 村井委員さん、12番 藤本委員さんと私で、昨日7月19日(木)に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより審議に移らせていただきます。

それではまず、第10号議案「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」8件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、第10号議案「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」8件について

て説明をさせていただきます。事前にお送りした議案の19ページをお開きください。それと机上にお配りしております、定例会追加議案の3ページをお開きください。

「農業振興地域の整備に関する法律」により定められた農用地からの除外申請が8件、坂出市に提出され農業委員会の意見を求められております。

(議案に基づき説明)

ここで断りいたしておきますが、農用地区域からの除外を伴う転用申請の場合、従前ですと農業振興地域整備計画変更の事前協議がまず申請され、翌月以降の定例会において第4条・第5条許可申請をご審議いただく流れが通常ですが、今回は第10号議案として上げたいしております4番、追加議案に記載の5番から7番につきましては、この後第3号議案の追加議案5番6番、第4号議案の追加議案8番～11番として今定例会にてご審議いただくこととなります。

これは市産業課が平成30年度に農業振興地域整備計画の全体見直しを行っております関係で、現在定例で4月8月12月の年3回、農家住宅・分家住宅に限り特例で2月6月10月の年3回行っている個別見直しによる農用地区域からの除外申請の受け付けを来年2月分まで一時停止する関係で、産業課農政係の受付がずれ込んだことに伴うものでございます。

そのため議案順に審議した場合、農転許可申請の承認後に農用地からの除外申請の事前協議の承認をすることになってしまうため、今回は特別に先に第10号議案をご審議いただいております。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第10号議案の「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」8件について なにかご意見・ご質問ございませんか。

三木委員

今の説明はよく分からなかったのですが、通常、除外を今月申請すれば、農地転用の受付は来月ですよね。今回の4番から8番の案件だけ今月で、他は来月なのでしょうか。

事務局長

農用地からの除外申請は産業課農政係で受付しているのですが、受けのなかで書類の不備があったのかと思うのですが、駆け込みで数が増えて混乱していたようです。農用地除外の事前協議より先に農地転用の許可の承認をしていくわけにはいきませんので、当月ご審議いただくようになっております。

農業委員会としては、瑕疵はないのですが、産業課の受付が遅れたわけです。

三木委員

県へ除外申請をして、45日間公告期間がありますよね。

事務局長

そのあたりは、産業課農政係が県の農振関係担当者と協議をしております。

会長職務代理

他にご意見ありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第10号議案の「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」についての審議はこれで終了します。

農用地からの除外申請8件について、除外はやむを得ないものとして坂出市に回答することといたします。

続いて第1号議案「農地法第3条許可申請」4件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」4件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積1,848㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

2番、・・・、面積1,312㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

3番、・・・、面積832㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

4番、・・・、面積1,368㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件4件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」4件について、4番については木下委員さんが関係者ということで審議中は退室していただくこととなります。

まずは、1番から3番について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 続いて、4番について審議を行いますので、木下委員さん退室をお願いいたします。

(木下委員 退室)

会長職務代理 4番について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

(木下委員 入室)

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」4件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第2号議案「農地法第18条 合意解約」2件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは、第2号議案「農地法第18条 合意解約」2件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積313㎡。【議案読み上げ】

2番、・・・、面積590㎡。【議案読み上げ】

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第18条 合意解約」2件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第18条 合意解約」2件を受理し、処理してまいります。

続いて、第3号議案「農地法第4条許可申請」6件を議題に供します。

なお、第3号議案の5番、6番については現地調査を実施しておりますので、9番岡野委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

岡野委員 それでは、第3号議案「農地法第4条許可申請」5番、6番の現地調査報告をさせていただきます。

先ほどの10号議案と第4号議案8番から11番と関連があります。

5番、・・・、面積114㎡

6番、・・・、面積352㎡。【議案読み上げ】

浜街道近くの中村公民館から北へ約100mに位置します。

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張用地

申請理由 申請人である二人の自宅が申請地、併せ利用地を含めた土地の上に、現在、隣接して建っており、進入路は共有した状態である。

自己住宅を建築した際にその一部が当申請地に及んでいることが判明。

そのため無断転用を解消するため。

農地の区分 一部農用地となっているものについては農用地からの除外申請により周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。それ以外の農地については、周辺の状況から第2種農地に該当する。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地へ

の影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま岡野委員さんより現地調査の報告がございましたが他の案件と併せて事務局の補足説明を求めます。

事務局次長

それでは、第3号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。

5番6番につきましては、岡野委員さんのご説明どおりです。

1番、・・・、面積238㎡。【議案読み上げ】

国道11号線沿いの西山脳神経外科病院から南へ約100mに位置。

無断転用の有無 有

転用目的 貸事務所用地

申請理由 申請者が役員となっている会社の事務所を昭和40年に建築した際に転用申請がなされていないことが判明。そのため無断転用を解消するため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

2番、・・・、面積509㎡。【議案読み上げ】

香川県農協林田支店から西へ約50mに位置しています。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備用地

申請理由 将来の生活を考え、太陽光発電設備を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な電力会社との電力需給契約申込書、経済産業省の設備認定通知書の写しの提出があります。

3番、・・・、面積196㎡。【議案読み上げ】

国道11号線と県道林田府中線との三叉路から西へ約500mに位置しています。

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張用地

申請理由 自己住宅に隣接している当申請地に平成元年に物置とカーポートを建築した際に判明。そのため、無断転用を解消するため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

4番、・・・、面積 407.64 m²。【議案読み上げ】

県道林田府中線の東梶交差点から西へ約 300mに位置。

無断転用の有無 有

転用目的 貸工場および貸社宅用地

申請理由 申請者の家族が経営する会社に貸す工場および住宅を昭和39年に貸事務所を建築した際に、本申請地にその一部が及んでしまっていることが判明。そのため無断転用を解消するため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第4条許可申請」6件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第4条許可申請」6件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第4号議案「農地法第5条許可申請」11件を議題に供します。

なお、第4号議案の2番、3番、7番、8番から11番については現地調査を実施しておりますので、10番 村井委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

村井委員

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」2番、3番、7番、8番～11番の現地調査報告をさせていただきます。

2番、・・・、面積 631 m²。【議案読み上げ】

青海神社から県道高松坂出線（161号線）と青海川を越えるかたちで北へ約 400mに位置。

無断転用の有無 有

転用目的 非農家の自己住宅用地

申請理由 譲受人は、現在、賃貸アパートに妻と子供とともに居住しているが、子供の成長とともに手狭となったことから、妻の実家近くで妻の母親が所有する本申請

地を借り受け、新しく自身の住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 周辺は平成 16 年に土地改良事業が実施されておること、また、本申請地は農用地となっていないことから第 1 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出もある。

第 1 種農地の転用の際に求められる 5 戸連たんの条件も満たしている。5 戸連たんとは、5 戸以上の家屋の敷地がそれぞれおおむね 50 メートル以内の距離で連たん集合している状態です。

3 番、・・・、面積 4,042 m²。【議案読み上げ】

国道 1 1 号線と県道林田府中線 (187 号線) との三叉路から南西へ約 150m に位置。

無断転用の有無 有

議案作成時には、申請地の一部に住宅が建っているが、譲渡人からこれまでの経緯などの事情説明があり、無断転用か否かについては県に確認してもらいたいとの要望があったことから県農政課に確認したところ、無断転用による始末書の提出について指導があった。

転用目的 分譲住宅用地

申請理由 譲受人は不動産業を営んでおり、売れ行きが好調で在庫僅少となっていることから新たに分譲住宅用地を確保したいため。

本申請地である加茂町地区での問い合わせが今年に入り 6 件ほどあり、今後も需要があると予測されることから、本申請の 15 区画を販売できると考えたため。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

7 番、・・・、面積 1,141 m²

総社神社から北へ約 200m に位置。

無断転用の有無 無

転用目的 分譲住宅用地

申請理由 譲受人は現在、分譲住宅の販売を行っているが、林田町宇馬場北地区周辺での宅地を希望する客からの問い合わせが頻繁にあり、周辺に譲受人が取扱っている分譲住宅物件がないことから、本申請地に計画し、所有者との話がまとまったため。

農地の区分 農用地からの除外申請により周辺の状況から第 2 種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

8 番から 1 1 番、・・・、面積 218 m²。【議案読み上げ】

浜街道近くの中村公民館から北へ約 100mに位置。

無断転用の有無 有

転用目的 農家住宅用地

申請理由 譲受人である二人の自宅が申請地、併せ利用地を含めた土地の上に、現在、隣接して、建っており、進入路は共有した状態である。

今般、お互いの所有地が入れ違いで建物が建っていること、また、第三者所有の土地が含まれていることが判明したことから、無断転用の解消と併せて整理するため。

農地の区分 一部農用地となっているものについては農用地からの除外申請により周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。それ以外の農地については、周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用について始末書の提出がある。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま村井委員さんより現地調査の報告がございましたが他の案件と併せて事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

2番、3番、7番、8番～11番については、村井委員さんのご説明とおりです。

1番、・・・、面積 307㎡。【議案読み上げ】

雄山の南側、神谷川に架かる高屋橋から東へ約 150mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 貸資材置場用地

申請理由 譲受人は高屋町で会社を経営しており、現在、隣接する事務所、工場用地の一部に資材を保管している状態である。

これまでも、公共事業など規模の大きな工事を受注した際には、資材保管場所の確保のために事務所、工場用地から離れた土地を一時的に資材置場として借りるなどして対応してきた。

防犯上の問題や賃貸料が事業の負担となっていることから、事務所、工場の近くでその用地を探していたところ本申請地の話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況により第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 譲受人と経営する会社との土地賃貸借仮契約書の提出がある。

4番、・・・、面積 244㎡。【議案読み上げ】

主要地方道高松善通寺線（33号線）と県道城山鴨川線（188号線）との三叉路から西へ約 150mに位置。

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張用地

申請理由 譲受人は、現在、賃貸住宅に妻と子供2人とともに居住しているが、共働きで勤務地がそれぞれ丸亀市と高松市のため通勤経路や、駅に近いことなどから本申請地での居住を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出もある。

建物の大部分は併せ利用地である宅地に既に立っており、新たにテラス部分を増築するものである。

宅地部分の建物、土地についての売買契約書の添付がある。

5番、6番、・・・、面積 495㎡。【議案読み上げ】

市立白峰中学校から南へ約450m、県道林田府中線(187号線)から東へ約150mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 非農家の自己住宅用地、貸車両置場、貸資材置場 用地

申請理由 譲受人は、現在、義父母の住宅に義父母、妻と子供2人とともに居住しているが、今後、子供の成長とともに手狭になることを考えて、本申請地での自己住宅の建築を計画したため。

また、隣接地を自身が経営する貨物運送業を営む会社の貸車両置場と貸資材置場として利用することを計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 農地はもともと2筆であり、全体で3,000㎡以上の面積であることから分筆により、非農家の自己住宅 用地と貸車両置場、貸資材置場 用地としてそれぞれ転用するものである。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「農地法第5条許可申請」11件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

山下委員

8番の議案の譲渡人と譲受人とはどういう関係ですか。

事務局長補佐

ご親戚です。

会長職務代理

他にありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第4号議案「農地法第5条許可申請」11件につきまして原案どおり承認し、うち9件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、3番、6番の案件につきましては、転用面積が2,000㎡以上ということで、7月27日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

続いて、第5号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。

なお、第5号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、9番岡野委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

岡野委員 それでは、第5号議案「非農地証明願」1番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積2,586㎡。【議案読み上げ】

神谷神社から北東約1.2kmに位置します。

申請理由 申請地は、山林を開墾し畑とした土地である。山林に囲まれ耕作の便が悪く、急速に山林化が進行した土地である。昭和58年頃から耕作なくなり、山林となって約35年が経過している。周囲が山林である状況から見ても農地への再生は困難なため。

申請理由についての証明 周辺の事情に詳しい地元農業委員である穴吹委員からの証明書の添付もあります。

以上です。

会長職務代理 ありがとうございます。

ただいま岡野委員さんより現地調査の報告がございましたが、事務局の補足説明を求めます。

事務局次長 第5号議案「非農地証明願」1番については、申請人が親戚から相続したのもので

す。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第5号議案「非農地証明願」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第5号議案「非農地証明願」1件につきまして原案どおり原案通りこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第7号議案「農用地利用集積計画書」37件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局次長 それでは第7号議案「農用地利用集積計画書」37件についてご説明します。

今月は新規に農地の貸借をする案件が7件、更新が9件、再設定が21件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が9件となっております。

以上、農用地利用集積計画書37件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。以上です。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案「農用地利用集積計画書」37件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

山下委員 内容の作物名ですが、水稲と露地野菜となっていますが、借りた人は両方作るのでしょうか。

木下委員 私の会社のもありますが、露地野菜だけだったり、稲と両方作ったりいろいろです。

村井委員 中間管理機構は1年を通じて、最低6年、契約します。夏は自分で稲作をして、冬場の裏作だけを貸す場合は中間管理機構は通しません。

会長職務代理 他にありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第7号議案「農用地利用集積計画書」37件につきまして原案どおり原案通りこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第9号議案「推進委員の推薦・応募状況（林田地区・最終）及び選任について」を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長 それでは、第9号議案「推進委員の推薦・応募状況（林田地区・最終）及び選任について」説明をさせていただきます。

6月1日から29日まで募集いたしました林田地区の農地利用最適化推進委員の推薦・応募状況について、先月の定例会において中間状況をご報告したところでございますが、29日に締切り最終的に1人の定数に対し1人の推薦がございました。

（議案に基づき説明）

今回定例会でご承認いただけましたら、8月1日から推進委員として委嘱し、今後林田地区で活躍いただくこととなります。

以上で説明を終わります。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第9号議案「推進委員の推薦・応募状況（林田地区・最終）及び選任について」なにかご意見・ご質問ございませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第9号議案「推進委員の推薦・応募状況（林田地区・最終）及び選任について」はこれを承認し、8月1日より新たな推進委員さんを委嘱することといたします。

続いて、第11号議案 県に対する「平成31年度 農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見」について を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、第11号議案「平成31年度 農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見」について説明をさせていただきます。

『農地等の利用の最適化の推進に関する意見』は旧法の『建議』に代わるものとして、新法の「農業委員会等に関する法律」第38条に規定されており、「農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善について具体的な意見を提出しなければならない。」また「前項の関係行政機関等は、農地等利用最適化推進施策の企画立案又は実施に当たっては、同項の規定により提出された意見を考慮しなければならない。」とされております。

こういう規定がございまして、皆様方に改善意見を提出していただきました。最終的に18名の方からご意見を提出いただきました。追加議案の13ページ14ページをお開きください。これがいただいたご意見の要旨です。よく似たご意見についてはまとめさせていただいています。

（議案説明）

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第11号議案「平成31年度 農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見」について なにかご意見・ご質問ございませんか。

会長職務代理

なにかありませんか。だいたい意見は出ていると思います。

それでは第11号議案「平成31年度 農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見」については、ただいま意見交換した内容について、ご意見を事務局の方で取りまとめて、県農業会議に送付することといたします。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案および農政部門として提出された議案の審議を終了します。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長

お手元に農業委員の活動記録の新年度版と2018年度版業務必携をお配りしております。ご活用ください。

会長職務代理

それでは、これをもちまして7月の定例会を閉会致します。

長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

10時30分終了

